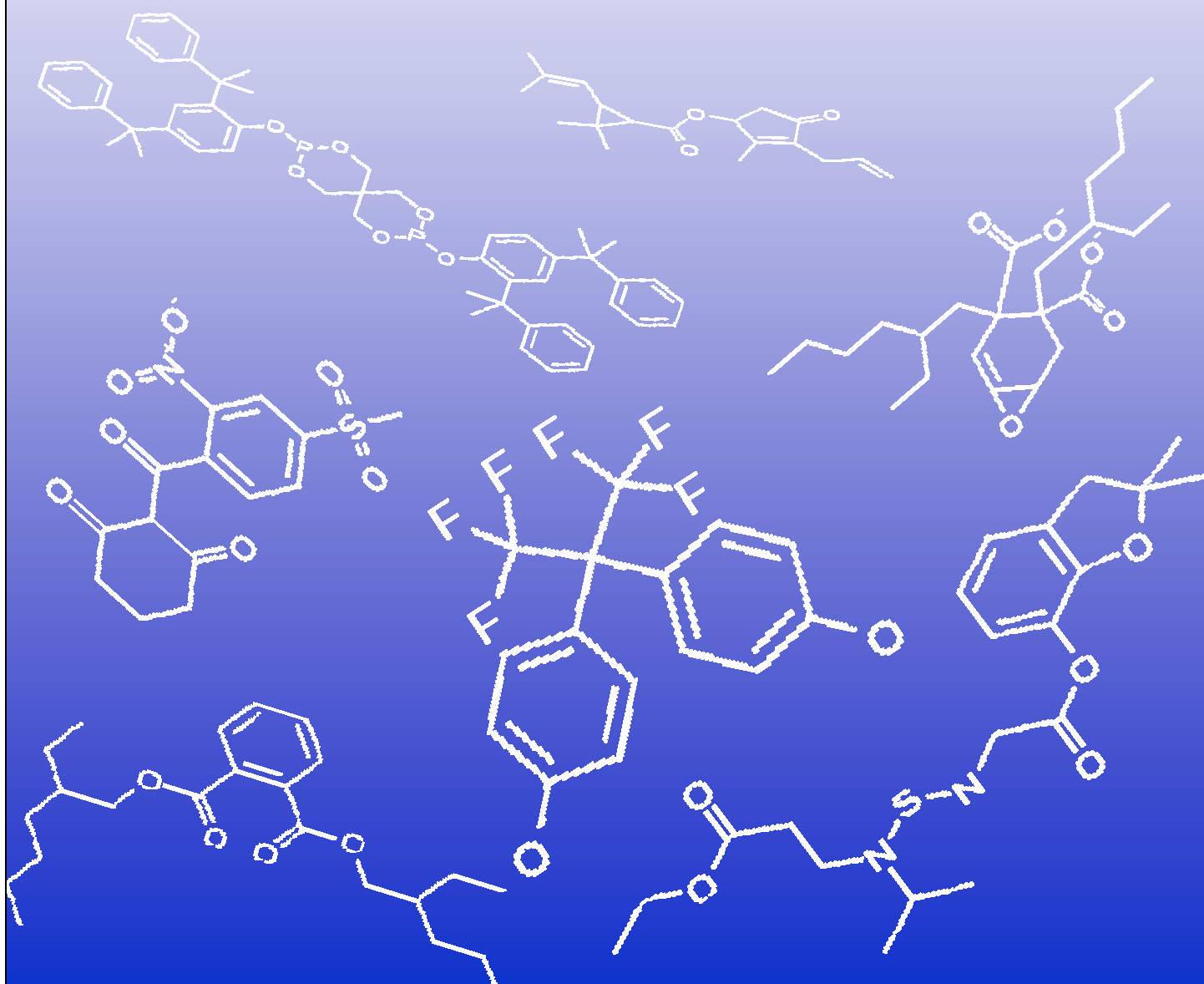


# SEI化学物質管理基準

(SEI 購入品グリーン品質ガイドライン附属書-1)

2013.11 Ver. 2.0a

住友電気工業株式会社



## SEI 化学物質管理基準

住友電気工業株式会社 安全環境部

本基準は「SEI 購入品グリーン品質ガイドライン」の附属書として、SEIグループへの納入品に関する必須条件としてお取引先様に非含有を保証頂く「禁止物質」、含有情報を開示頂く「管理物質」およびSEIグループへの納入品の製造における必須条件として納入品の製造工程での使用を禁止する「使用全廃物質」、ならびに全廃期限および適用除外用途などを以下の通り各別表により定めたものです。

別表1. 禁止物質

別表2. 管理物質

別表3. 製造工程での使用全廃物質

別表4. 管理物質の報告対象濃度判定基準

別表5. 禁止物質の詳細リスト(A01～A22、B01)

別表6. 用語の定義

なお、当社グループでは4つの管理ランクによって、管理すべき化学物質の分類を行っています。参考までに下表に4つの管理ランクについてまとめます。

分類	管理ランク	規制対象		
		物質	混合物	成形品
禁止物質	管理ランクA	●	●	●
	管理ランクB	●	●	—
管理物質	管理ランクC	○	○	○
	管理ランクD	○	○	—

●：当社グループへの納入品について、しきい値を超えた含有は禁止されています。ただし、各法令の適用除外に該当する場合を除きます。なお、除外に該当する場合やしきい値以下の含有がある場合は、関連する情報(除外に関する情報、含有情報)を開示頂く必要があります。

○：当社グループへの納入品について、含有有無、含有量、部位、用途など含有情報を開示頂く必要があります。

また、本基準に示されていない物質/物質群であっても、法的義務が定められている物質/物質群(例：【消防法】危険物、【安衛法】特定化学物質など)については、各法令等の規定を順守し、SEIグループ内においては社内規定(規定集、BR等)に従った管理が必要となりますので、ご留意下さい。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。

## &lt;改訂履歴&gt;

## ■[含有化学物質基準]として

Ver.1.0	文書No.	発行年月日
		環 12-003
改訂内容 および理由	従来の「グリーン調達ガイドライン」に含まれていた含有禁止物質等の一覧を「含有化学物質基準」として分離し作成。	
Ver. 2.0a	文書No.	発行年月日
		環 13-003
改訂内容 および理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・禁止物質、管理物質などの用語の定義を追加。</li> <li>・各法令の除外規定について本基準から削除し、各法令の条項への参照を追加。</li> <li>・管理ランクをA～Dまで4段階に分け、ランクA、Bを禁止物質とし、ランクC、Dを管理物質とした。</li> <li>・欠失していた脚注を追加。</li> <li>・PCB類およびPCT類を分離し、PCB類、PCT類として独立。</li> <li>・特定ベンゾトリアゾール(A20)を禁止物質に追加。</li> <li>・化審法・第一種特定化学物質(A21)および安衛法・製造禁止物質(A22)を管理物質から禁止物質に変更。</li> <li>・用語の定義を追加。</li> <li>・変更点詳細は、別添の「化学物質管理基準Ver.1.0→Ver.2.0変更点」参照。</li> </ul> <p>(Ver2.0→Ver2.0aの変更点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジオクチル化合物を禁止物質に加えるため、A06「ジブチルスズ化合物」をA06「ジオクチルスズ化合物およびジオクチルスズ化合物」とした。</li> <li>・A05「トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)」をREACHの附属書XVIIの規制内容に従い、A05「三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)等)」に変更した。</li> </ul>	

(過去(Ver.1.0以前)の改訂履歴については、「SEI 購入品グリーン品質ガイドライン」参照)

**別表1. 禁止物質**

SEIグループとして、禁止物質を別表1-1～1-2にまとめます。なお、別表1-1は、管理ランクA(物質、混合物、成形品への含有が禁止されている物質)を、また、別表1-2は、管理ランクB(物質、混合物への含有が禁止されている物質)をそれぞれまとめています。なお、しきい値や対象用途等詳細については、各物質群毎に別表5を参照してください。また、各製品を対象とする法令の除外用途などが適用可能な場合については、そちらに従うものとします。

**別表1-1. 管理ランクA(物質、混合物および成形品への含有禁止)**

No.	大分類	物質/物質群名	物質の詳細
A01	金属及び 金属化合物	カドミウム/カドミウム化合物	別表5-A01参照
A02		六価クロム化合物	別表5-A02参照
A03		鉛/鉛化合物	別表5-A03参照
A04		水銀/水銀化合物	別表5-A04参照
A05		ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	別表5-A05参照
A06		三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)等)	別表5-A06参照
A07		ジブチルスズ化合物およびジオクチルスズ化合物	別表5-A07参照
A08	ハロゲン系 有機化合物	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	別表5-A08参照
A09		ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	別表5-A09参照
A10		ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	別表5-A10参照
A11		ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	別表5-A11参照
A12		ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)	別表5-A12参照
A13		一部の短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10-13)	別表5-A13参照
A14		パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩	別表5-A14参照
A15	その他	アスベスト類	別表5-A15参照
A16		特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料(織物および革製品用途のみ)	別表5-A16参照
A17		オゾン層破壊物質	別表5-A17参照
A18		放射性物質	別表5-A18参照
A19		DMF(ジメチルホルムアミド)	別表5-A19参照
A20		特定ベンゾトリアゾール	別表5-A20参照
A21		化審法で第一種特定化学物質に指定されている物質/物質群で、本指針の別表1に特定の物質/物質群として示されていない物質/物質群	別表5-A21参照
A22		労働安全衛生法で製造が禁止される物質等として指定されている物質/物質群で、本指針のランクAに指定されていない物質/物質群(労安法 政令第十六条第一項で定められた物質)	別表5-A22参照

**別表1-2. 管理ランクB(物質、混合物への含有禁止)**

No.	物質/物質群名	物質の詳細
B01	塩素系揮発性有機化合物(土壌汚染対策法・特定有害物質に限る)	別表5-B01参照

**別表2. 管理物質**

SEIグループとして、管理物質を別表2-1～2-2に示します。なお、別表2-1は、管理ランクC(物質、混合物、成形品中の含有情報が必須である物質)を、また、別表2-2は、管理ランクD(物質、混合物中の含有情報が必須である物質)をそれぞれ示しています。なお、別表2に含まれる物質であっても、本指針の管理ランクAまたはBに指定される物質につきましては、そちらを優先させることとします。含有情報の開示要否に関するしきい値の考え方については、別表4を参照してください。

**別表2-1. 管理ランクC(物質、混合物および成形品の含有情報の開示が必須)**

No.	対象	内容	備考
C01	JAMP 管理対象 物質*1、*2 の一部	【毒物および劇物取締法】: 特定毒物*3	本指針でラ ンクAもしく はランクB に指定され ている物質 /物質群を 除く
		【EU CLP規則(REGULATION (EC) No 1272/2008)】: AnnexVI (CMR-Cat1, 2 該当物質)	
		【EU REACH規則(REGULATION (EC) No 1907/2006)】: AnnexXVII 制限対象物質 [除く:CLP 附属書 VI Table3.2 CMR-Cat.1,2]	
		【EU REACH規則(REGULATION (EC) No 1907/2006)】: 認可対象候補物質(SVHC。いわゆる Candidate List 収載物質) ● <a href="http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table">http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table</a>	
		【ESIS(European chemical Substances Information System)】: PBT物質 (PBT 判定基準に合致する場合) ● <a href="http://esis.jrc.ec.europa.eu/index.php?PGM=pbt">http://esis.jrc.ec.europa.eu/index.php?PGM=pbt</a>	
		【GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)】: 収載物質 ● <a href="http://www.gadsl.org/">http://www.gadsl.org/</a>	
		【IEC62474(Material Declaration for Products of and for the Electrotechnical Industry:旧 JIG-101)】*4: Criteria 1 該当物質(法規制物質) ● <a href="http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage">http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf/welcome?openpage</a>	

\*1: JAMP 管理対象物質は、対象となる法令や附属書の改正に伴い、適宜更新されます。確認にあたっては最新版を使用してください。(原則として MSDSplus、AIS については、管理対象物質リストが自動更新される ver.4以降を使用してください)

●JAMP 管理対象物質リストダウンロードサイト <http://www.jamp-info.com/list>

\*2: 化審法 第一種特定化学物質、労働安全衛生法 製造が禁止される物質等は、JAMPでは管理対象物質となっていますが、本指針では全て管理ランクA(物質、混合物、成形品への含有禁止)に属します。別表2-1で「C01」を「JAMP管理対象物質」としてありますが、成形品への含有を認めるものではありません。

\*3: 国立医薬品食品衛生研究所 毒物および劇物取締法(毒劇法) (2) 毒劇物データベース(対象物質の検索)

●<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

\*4: 旧 JIG (Joint Industry Guideline)、国内では旧 JGPSSI (Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative)の後継規格となるものです。WEB サイトにて管理物質の最新リストが公開されています。

別表2-2. 管理ランクD(物質、混合物の含有情報の開示が必須)\*5

No.	内容	備考
D01	【毒物および劇物取締法】: 劇物*3	本指針のランク A、BもしくはランクCに指定されている物質については、それを優先する
	【化管法(PRTR法)】: 第一種、第二種指定化学物質*6	
	【地球温暖化対策の推進に関する法律】: 温室効果ガス*7	

\*5: (M)SDSによる含有情報の開示が必要。

\*6: 経済産業省 化学物質排出把握管理促進法 SDS制度 対象化学物質

●[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/2.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html)

\*7: 環境省 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

制度概要資料 算定・報告・公表制度概要資料平成25年6月版(P38)

●[http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/about\\_documet/gaiyo201306.pdf](http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/about_documet/gaiyo201306.pdf)

別表3. 製造工程での使用全廃物質(オゾン層破壊法、モントリオール議定書の廃止対象物質)

No.	物質群名	モントリオール 議定書 物質グループ	全廃 期限	適用除外
1	クロロフルオロカーボン(CFC)	A-I	即日 全廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調機等冷凍機溶媒、消火器</li> <li>・モントリオール議定書の除外規定に該当する用途</li> </ul> (除外規定の例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・No.4、5、6 分析・試験研究</li> <li>・No.7 検疫、試験研究、物質合成 実験用 試薬</li> </ul>
2	ハロン	A-II		
3	ハイドロブロモフルオロカーボン(HBFC)	C-II		
4	四塩化炭素	B-II		
5	1, 1, 1, -トリクロロエタン	B-III		
6	ブロモクロロメタン	C-III		
7	臭化メチル	E-I		
8	ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)	C-I	2020年	

**別表4. 管理物質の報告対象濃度判定基準(JAMP AIS-MSDSplus 解説書(第1版)より引用)\*\***

法規しきい値 (注 A)	濃度 (注 B)	非意図的含有 (注 C)	意図的添加 (注 D)
あり	しきい値以上	報告する	報告する
	しきい値未満	報告を必須としない (ただし注 E に該当する場合は報告する)	
なし	0.1wt%以上	報告する	
	0.1wt%未満	報告を必須としない (ただし注 E に該当する場合は報告する)	

注 A: 法規が規制対象としている濃度を示す。

注 B: 分析、理論的推定値および過去の管理実績から推定する。

注 C: 「含有既知」の場合で、注 D に示す「意図的添加」以外の含有である場合を示す。

注 D: 「対象物に一定の性能を持たせるために添加(含有)された状態」をいう。添加させることを意図していない「不純物、反応副生成物、分解物、ポリマー中の残留モノマー」など意図的添加ではなく、非意図的添加であるとする。

注 E: 食品、医療関係など高度な管理がある場合や使用時に濃縮される場合など。

\*8: JAMA/JAPIA、IMDS など JAMP、JGPSSI(IEC62474) 以外の情報伝達ツールを使用する場合は、それらの指定に従うこととします。

**別表5 禁止物質の詳細リスト**

- ・以下のリストは該当する物質や情報のすべてを網羅しているものではなく、CAS 番号/EC 番号の付いている化学物質や代表的な情報を例示したものです。
- ・関係する法令が改定された場合は、最新の法令に従うものとします。
- ・各製品を対象とする法令の除外用途などが適用可能な場合については、そちらに従うものとします。詳しくは製品仕様および/もしくは各法令による要求内容をご参照下さい。

**別表5-A1 カドミウム/カドミウム化合物**

規制内容		主な法令
内容	用途	
100ppm 超の含有禁止*9	包装材	・Dir94/62/EC (EU 包装材指令)
20ppm の含有禁止	携帯型電池および蓄電池	・Dir2006/66/EC (EU 電池指令)
100ppm 超(乾燥状態)の含有禁止	上記以外(樹脂(ゴム含む)、塗料、インキ、顔料、染料等については、乾燥状態での濃度が対象)	・資源有効利用促進法 (J-Moss) ・EU RoHS 指令、ELV 指令 ・中国 RoHS ・韓国 RoHS
物質名	CAS No.	
カドミウム	7440-43-9	
酸化カドミウム	1306-19-0	
硫化カドミウム	1306-23-6	
塩化カドミウム	10108-64-2	
硫酸カドミウム	10124-36-4	
その他のカドミウム化合物	-	

**別表5-A2 六価クロム化合物**

規制内容		主な法令
内容	用途	
100ppm 超の含有禁止*9	包装材	・Dir94/62/EC (EU 包装材指令)
1000ppm 超の含有禁止	上記以外	・資源有効利用促進法 (J-Moss) ・EU RoHS 指令、ELV 指令 ・中国 RoHS ・韓国 RoHS
物質名	EC No.	CAS No.
酸化クロム(VI)	-	1333-82-0
クロム酸バリウム	-	10294-40-3
クロム酸カルシウム	-	13765-19-0
クロム酸鉛(II)	231-846-0	7758-97-6
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	235-759-9	12656-85-8
ピグメントイエロー 34	215-693-7	1344-37-2
クロム酸ナトリウム	-	7775-11-3
重クロム酸ナトリウム	-	10588-01-9
クロム酸ストロンチウム	-	7789-06-2
重クロム酸カリウム	-	7778-50-9
クロム酸カリウム	-	7789-00-6
クロム酸亜鉛	-	13530-65-9
その他の六価クロム化合物	-	-



別表5-A3 鉛/鉛化合物

規制内容		主な法令
内容	用途	
100ppm 超の含有禁止*9	包装材	・Dir94/62/EC (EU 包装材指令)
300ppm 超の含有禁止、もしくは意図的添加禁止	電線被覆の最外層	・US(CA) Proposition65
1000ppm 超の含有禁止	上記以外	・資源有効利用促進法 (J-Moss) ・EU RoHS 指令、ELV 指令 ・中国 RoHS ・韓国 RoHS
物質名	EC No.	CAS No.
鉛	—	7439-92-1
硫酸鉛(II)	—	7446-14-2
炭酸鉛	—	598-63-0
クロム酸鉛(II)	231-846-0	7758-97-6
硫酸モリブデン酸クロム酸鉛	235-759-9	12656-85-8
炭酸水酸化鉛(亜炭酸鉛)	—	1319-46-6
酢酸鉛	—	301-04-2
酢酸鉛(II)、三水和物	—	6080-56-4
リン酸鉛	—	7446-27-7
セレン化鉛	—	12069-00-0
酸化鉛(IV)	—	1309-60-0
酸化鉛(II,IV)	—	1314-41-6
硫化鉛(II)	—	1314-87-0
酸化鉛(II)	—	1317-36-8
塩基性炭酸鉛(II)	—	1319-46-6
炭酸水酸化鉛	—	1344-36-1
リン酸鉛(II)	—	7446-27-7
ピグメントイエロー 34	215-693-7	1344-37-2
チタン酸鉛(II)	—	12060-00-3
硫酸鉛	—	15739-80-7
三塩基性硫酸鉛	—	12202-17-4
ステアリン酸鉛	—	1072-35-1
その他鉛化合物	—	-

**別表5-A4 水銀／水銀化合物**

規制内容		主な法令
内容	用途	
100ppm 超の含有禁止*9	包装材	・Dir94/62/EC (EU 包装材指令)
5ppm 超の含有禁止	電池および蓄電池	・Dir2006/66/EC (EU 電池指令)
1000ppm 超の含有禁止	上記以外	・資源有効利用促進法 (J-Moss) ・EU RoHS 指令 ・中国 RoHS ・韓国 RoHS
物質名		CAS No.
水銀		7439-97-6
塩化第 2 水銀		33631-63-9
塩化水銀(II)		7487-94-7
硫酸水銀		7783-35-9
硝酸第 2 水銀		10045-94-0
酸化水銀(II)		21908-53-2
硫化第 2 水銀		1344-48-5
その他の水銀化合物		-

**別表5-A5 ビス(トリブチルスズ)＝オキシド**

規制内容 (内容・用途)		主な法令	
1000ppm 超の含有禁止*10		・化審法(第一種特定化学物質) ・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)	
物質名	EC No.	CAS No.	
トリブチルスズ＝オキシド (TBTO)	200-268-0	56-35-9	

別表5-A6 三置換有機スズ化合物(トリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)等)

規制内容	主な法令
1000ppm 超の含有禁止*10	・化審法(第二種特定化学物質) ・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)
物質名	CAS No.
トリフェニルスズ=N,N'-ジメチルジチオカルバマート	1803-12-9
トリフェニルスズ=フルオリド	379-52-2
トリフェニルスズ=アセタート	900-95-8
トリフェニルスズ=クロリド	639-58-7
トリフェニルスズ=ヒドロキシド	76-87-9
トリフェニルスズ脂肪酸塩(C=9~11)	18380-71-7,18380-72-8,47672-31-1,94850-90-5
トリフェニルスズ=クロロアセタート	7094-94-2
トリブチルスズ=メタクリラート	2155-70-6
ビス(トリブチルスズ)=フマラート	6454-35-9
トリブチルスズ=フルオリド	1983-10-4
ビス(トリブチルスズ)=2,3-ジブロモスクシナート	31732-71-5
トリブチルスズ=アセタート	56-36-0
トリブチルスズ=ラウラート	3090-36-6
ビス(トリブチルスズ)=フタラート	4782-29-0
アルキル=アクリラート、メチル=メタクリラート、およびトリブチルスズ=メタクリラートの共重合物(アルキル;C=8)	67772-01-4
トリブチルスズ=スルファマート	6517-25-5
ビス(トリブチルスズ)マレアート	14275-57-1
トリブチルスズ=クロリド	1461-22-9, 7342-38-3
トリブチルスズ=シクロペンタンカルボキシラートおよびその類縁化合物(トリブチルスズ=ナフテン酸)の混合物	85409-17-2
トリブチルスズ=1,2,3,4,4a,4b,5,6,10,10a-デカヒドロ-7-イソプロピル-1,4a-ジメチル-1-フェナントレンカルボキシラート及びその類縁化合物(トリブチルスズ=ロジンソルト)の混合物	26239-64-5
その他の三置換有機スズ化合物 (注: REACH の制限による要求なので、化審法は対象外)	-

別表5-A7 ジブチルスズ化合物およびジオクチルスズ化合物

規制内容 (内容・用途)	主な法令
1000ppm 超の含有禁止*10	・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)
物質名	CAS No.
ジブチルスズオキシド	818-08-6
ジブチルスズジアセタート	1067-33-0
ジブチルスズジラウレート	77-58-7
ジブチルスズマレエート	78-04-6
その他のジブチルスズ化合物	-
ジオクチルスズオキシド	870-08-6
ジオクチルスズビス(イソオクチルチオグリコール酸エステル)	26401-97-8
ジオクチルスズマレート(略称 DOTM)	16091-18-2
ジブチルスズビス(イソオクチルチオグリコール酸エステル)	25168-24-5
その他のジオクチルスズ化合物	-

**別表5-A8 ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
1000ppm 超の含有禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化審法(第一種特定化学物質)</li> <li>・資源有効利用促進法(J-Moss)</li> <li>・EU RoHS 指令</li> <li>・中国 RoHS</li> <li>・韓国 RoHS</li> </ul>
物質名	CAS No.
ポリ臭化ビフェニル類	59536-65-1
ジブロモビフェニル	92-86-4
2-ブロモビフェニル	2052-07-5
3-ブロモビフェニル	2113-57-7
4-ブロモビフェニル	92-66-0
トリブロモビフェニル	59080-34-1
テトラブロモビフェニル	40088-45-7
ペンタブロモビフェニル	56307-79-0
ヘキサブロモビフェニル	59080-40-9
ヘキサブロモ-1,1'-ビフェニル	36355-01-8
ファイアーマスター FF-1 (Firemaster FF-1)	67774-32-7
ヘプタブロモビフェニル	35194-78-6
オクタブロモビフェニル	61288-13-9
ノナブロモ-1,1'-ビフェニル	27753-52-2
デカブロモビフェニル	13654-09-6

**別表5-A9 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
1000ppm 超の含有禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化審法(第一種特定化学物質)</li> <li>・資源有効利用促進法(J-Moss)</li> <li>・EU RoHS 指令</li> <li>・中国 RoHS</li> <li>・韓国 RoHS</li> </ul>
物質名	CAS No.
ブロモジフェニルエーテル	101-55-3
ジブロモジフェニルエーテル	2050-47-7
トリブロモジフェニルエーテル	49690-94-0
テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9
ペンタブロモジフェニルエーテル(注:市販の PeBDPO は、種々の臭素化ジフェニルオキシドを含む複雑な反応混合物である)	32534-81-9 (商用銘柄の PeBDPO に使用される CAS No.)
ヘキサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0
ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0
ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5

**別表5-A10 ポリ塩化ビフェニル(PCB)類**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
意図的使用禁止*11	・化審法(第一種特定化学物質) ・PCB 特別措置法 ・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)
物質名	CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン(Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン(DBBT)	99688-47-8

**別表5-A11 ポリ塩化ターフェニル(PCT)類**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
50ppm 超の含有禁止	・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)
物質名	CAS No.
PCT (ポリ塩化ターフェニル) (全ての異性体および同族体)	61788-33-8

**別表5-A12 ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る)**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
意図的使用禁止*11	・化審法(第一種特定化学物質)
物質名	CAS No.
ポリ塩化ナフタレン	70776-03-3
その他のポリ塩化ナフタレン	—

**別表5-A13 一部の短鎖型塩化パラフィン(炭素数10-13)**

規制内容 (内容・用途)	主な法令	
意図的使用禁止*11	・EU REACH 附属書 XVII(制限物質)	
物質名	EC No.	CAS No.
クロロアルカン C10-13	287-476-5	85535-84-8
クロロアルカン C10-12	—	108171-26-2
クロロアルカン C12-13	—	71011-12-6
クロロアルカン	—	61788-76-9
その他の短鎖型塩化パラフィン	—	—

**別表5-A14 パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) およびその塩**

規制内容	主な法令
意図的使用禁止	・化審法(第一種特定化学物質) ・POP's 条約
物質名	CAS No.
パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS) C8F17SO2X, X は OR, NR または他の誘導品	—
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	1763-23-1
カリウム=ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	2795-39-3
ナトリウム=ペルフルオロ(オクタン-1-スルホナート)	4021-47-0
アンモニウム=ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	29081-56-9
リチウム=ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	29457-72-5
テトラエチルアンモニウム=ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	56773-42-3
2, 2'-イミノジエタノールとペルフルオロオクタン-1-スルホン酸の化合物(1:1)	70225-14-8
ピペリジニウム=ペルフルオロオクタン-1-スルホナート	71463-74-6
マグネシウム=ビス(ペルフルオロオクタン-1-スルホナート)	91036-71-4

**別表5-A15 アスベスト類**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
意図的使用禁止かつ 1000ppm 超の含有禁止	・大気汚染防止法(特定粉じん)、安衛法(製造禁止物質) ・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)
物質名	CAS No.
アスベスト類	1332-21-4
アクチノライト	77536-66-4
アモサイト (Grunerite)	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
クリソタイル	12001-29-5
クロシドライト	12001-28-4
トレモライト	77536-68-6

別表5-A16 特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料(織物および革製品用途のみ)

規制内容 (内容・用途)	主な法令
30ppm 超の含有禁止(特定アミンとして)	・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)
物質名*12	CAS No.
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2-ナフチルアミン 91-59-8	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
p-クロロアニリン	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
3,3'-ジメチルベンジジン	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
o-トルイジン	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
o-アニシジン	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

## 別表5-A17 オゾン層破壊物質

(フロン(CFC)、ハロン、代替ハロン(HBFC)、代替フロン(HCFC)およびその他)

規制内容 (内容・用途)	主な法令
意図的使用禁止	・オゾン層保護法 ・モントリオール議定書
物質名 <sup>*13</sup>	CAS No.
トリクロロフルオロメタン(CFC-11)	75-69-4
ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)	75-71-8
塩化フッ化メタン(CFC-13)	75-72-9
ペンタクロロフルオロエタン(CFC-111)	354-56-3
テトラクロロジフルオロエタン(CFC-112)	76-12-0
1,1,2,2-テトラクロロ-1,2-ジフルオロエタン(CFC-112)	76-12-0
1,1,1,2-テトラクロロ-2,2-ジフルオロエタン(CFC-112a)	76-11-9
トリクロロトリフルオロエタン(CFC-113)	76-13-1,
1,1,2-トリクロロ-1,2,2トリフルオロエタン(CFC-113)	76-13-1
1,1,1-トリクロロ-2,2,2トリフルオロエタン(CFC-113a)	354-58-5
ジクロロテトラフルオロエタン(CFC-114)	76-14-2
モノクロロペンタフルオロエタン(CFC-115)	76-15-3
ヘプタクロロフルオロプロパン(CFC-211)	422-78-6、135401-87-5
1,1,1,2,2,3,3-ヘプタクロロ-3-フルオロプロパン(CFC-211aa)	422-78-6
1,1,1,2,3,3,3-ヘプタクロロ-2-フルオロプロパン(CFC-211ba)	422-81-1
ヘキサクロロジフルオロプロパン(CFC-212)	3182-26-1
ペンタクロロトリフルオロプロパン(CFC-213)	2354-06-5、134237-31-3
テトラクロロテトラフルオロプロパン(CFC-214)	29255-31-0
1,2,2,3-テトラクロロ-1,1,3,3-テトラフルオロプロパン(CFC-214aa)	2268-46-4
1,1,1,3-テトラクロロ-2,2,3,3-テトラフルオロプロパン(CFC-214cb)	-
トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215)	1599-41-3
1,2,2-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215aa)	1599-41-3
1,2,3-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215ba)	76-17-5
1,1,2-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215bb)	-
1,1,3-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215ca)	-
1,1,1-トリクロロペンタフルオロプロパン(CFC-215cb)	4259-43-2
ジクロロヘキサフルオロプロパン(CFC-216)	661-97-2
クロロヘプタフルオロプロパン(CFC-217)	422-86-6
ブロモクロロメタン(ハロン-1011)	74-97-5
ジブロモジフルオロメタン(ハロン-1202)	75-61-6
ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン-1211)	353-59-3
ブロモトリフルオロメタン(ハロン-1301)	75-63-8
ジブロモテトラフルオロエタン(ハロン-2402)	124-73-2
テトラクロロメタン(四塩化炭素) 56-23-5	56-23-5
1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	71-55-6
ブロモメタン(臭化メチル)	74-83-9
ブロモエタン(臭化エチル)	74-96-4
1-ブロモプロパン(臭化n-プロピル)	106-94-5
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)	2314-97-8
クロロメタン(塩化メチル)	74-87-3
ジブロモフルオロメタン(HBFC-21 B2)	1868-53-7
ブロモジフルオロメタン(HBFC-22 B1)	1511-62-2
ブロモフルオロメタン(HBFC-31 B1)	373-52-4



(別表5-A17の続き) 物質名*13	CAS No.
テトラブロモフルオロエタン(HBFC-121 B4)	306-80-9
トリブロモジフルオロエタン(HBFC-122 B3)	-
ジブロモトリフルオロエタン(HBFC-123 B2)	354-04-1
ブロモテトラフルオロエタン(HBFC-124 B1)	124-72-1
トリブロモフルオロエタン(HBFC-131 B3)	-
ジブロモジフルオロエタン(HBFC-132 B2)	75-82-1
ブロモトリフルオロエタン(HBFC-133 B1)	421-06-7
ジブロモフルオロエタン(HBFC-141 B2)	358-97-4
ブロモジフルオロエタン(HBFC-142 B1)	420-47-3
ブロモフルオロエタン(HBFC-151 B1)	762-49-2
ヘキサブロモフルオロプロパン(HBFC-221 B6)	-
ペンタブロモジフルオロプロパン(HBFC-222 B5)	-
テトラブロモトリフルオロプロパン(HBFC-223 B4)	-
トリブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-224 B3)	-
ジブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-225 B2)	431-78-7
ブロモヘキサフルオロプロパン(HBFC-226 B1)	2252-78-0
ペンタブロモフルオロプロパン(HBFC-231 B5)	-
テトラブロモジフルオロプロパン(HBFC-232 B4)	-
トリブロモトリフルオロプロパン(HBFC-233 B3)	-
ジブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-234 B2)	-
ブロモペンタフルオロプロパン(HBFC-235 B1)	460-88-8
テトラブロモフルオロプロパン(HBFC-241 B4)	-
トリブロモジフルオロプロパン(HBFC-242 B3)	70192-80-2
ジブロモトリフルオロプロパン(HBFC-243 B2)	431-21-0
ブロモテトラフルオロプロパン(HBFC-244 B1)	679-84-5
トリブロモフルオロプロパン(HBFC-251 B3)	75372-14-4
ジブロモジフルオロプロパン(HBFC-252 B2)	460-25-3
ブロモトリフルオロプロパン(HBFC-253 B1)	421-46-5
ジブロモフルオロプロパン(HBFC-261 B2)	51584-26-0
ブロモジフルオロプロパン(HBFC-262 B1)	-
ブロモフルオロプロパン(HBFC-271 B1)	1871-72-3
ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)	75-43-4
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)	75-45-6
クロロフルオロメタン(HCFC-31)	593-70-4
テトラクロロフルオロエタン(HCFC-121)	134237-32-4
1,1,2,2-テトラクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-121)	354-14-3
1,1,1,2-テトラクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-121a)	354-11-0
トリクロロジフルオロエタン(HCFC-122)	41834-16-6
1,2,2-トリクロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-122)	354-21-2
1,1,2-トリクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-122a)	354-15-4
1,1,1-トリクロロ-2,2-ジフルオロエタン(HCFC-122b)	354-12-1
ジクロロトリフルオロエタン(HCFC-123)	34077-87-7
1,1-ジクロロ-2,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-123)	306-83-2
1,2-ジクロロ-1,1,2-トリフルオロエタン(HCFC-123a)	354-23-4、90454-18-5
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-123b)	812-04-4
クロロテトラフルオロエタン(HCFC-124)	63938-10-3
2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124)	2837-89-0
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン(HCFC-124a)	354-25-6
トリクロロフルオロエタン(HCFC-131)	27154-33-2、(134237-34-6)

(別表5-A17の続き) 物質名*13	CAS No.
1,1,2-トリクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-131)	359-28-4
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロエタン(HCFC131a)	811-95-0
1,1,1-トリクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-131b)	2366-36-1
ジクロロジフルオロエタン(HCFC-132)	25915-78-0
1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-132)	431-06-1
1,1-ジクロロ-2,2-ジフルオロエタン(HCFC-132a)	471-43-2
1,2-ジクロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-132b)	1649-08-7
1,1-ジクロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-132c)	1842-05-3
クロロトリフルオロエタン(HCFC-133)	1330-45-6、431-07-2
1-クロロ-1,2,2-トリフルオロエタン(HCFC-133)	1330-45-6
2-クロロ-1,1,1-トリフルオロエタン(HCFC-133a)	75-88-7
1-クロロ-1,1,2-トリフルオロエタン(HCFC-133b)	421-04-5
ジクロロフルオロエタン(HCFC-141)	1717-00-6、(25167-88-8)
1,2-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141)	430-57-9
1,1-ジクロロ-2-フルオロエタン(HCFC-141a)	430-53-5
1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン(HCFC-141b)	1717-00-6
クロロジフルオロエタン(HCFC-142)	25497-29-4
2-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-142)	338-65-8
1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン(HCFC-142b)	75-68-3
1-クロロ-1,2-ジフルオロエタン(HCFC-142a)	338-64-7
クロロフルオロエタン(HCFC-151)	110587-14-9
1-クロロ-2-フルオロエタン(HCFC-151)	762-50-5
1-クロロ-1-フルオロエタン(HCFC-151a)	1615-75-4
ヘキサクロロフルオロプロパン(HCFC-221)	134237-35-7、29470-94-8
1,1,1,2,2,3-ヘキサクロロ-3-フルオロプロパン(HCFC-221ab)	422-26-4
ペンタクロロジフルオロプロパン(HCFC-222)	134237-36-8
1,1,1,3,3-ペンタクロロ-2,2-ジフルオロプロパン(HCFC-222ca)	422-49-1
1,2,2,3,3-ペンタクロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-222aa)	422-30-0
テトラクロロトリフルオロプロパン(HCFC-223)	134237-37-9
1,1,3,3-テトラクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン(HCFC-223ca)	422-52-6
1,1,1,3-テトラクロロ-2,2,3-トリフルオロプロパン(HCFC-223cb)	422-50-4
トリクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-224)	134237-38-0
1,3,3-トリクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン(HCFC-224ca)	422-54-8
1,1,3-トリクロロ-1,2,2,3-テトラフルオロプロパン(HCFC-224cb)	422-53-7
1,1,1-トリクロロ-2,2,3,3-テトラフルオロプロパン(HCFC-224cc)	422-51-7
ジクロロペンタフルオロプロパン(HCFC-225)	127564-92-5
2,2-ジクロロ-1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225aa)	128903-21-9
2,3-ジクロロ-1,1,1,2,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ba)	422-48-0
1,2-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225bb)	422-44-6
3,3-ジクロロ-1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ca)	422-56-0
1,3-ジクロロ-1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cb)	507-55-1
1,1-ジクロロ-1,2,2,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225cc)	13474-88-9
1,2-ジクロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225da)	431-86-7
1,3-ジクロロ-1,1,2,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225ea)	136013-79-1
1,1-ジクロロ-1,2,3,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-225eb)	111512-56-2
クロロヘキサフルオロプロパン(HCFC-226)	134308-72-8
2-クロロ-1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン(HCFC-226da)	431-87-8
ペンタクロロフルオロプロパン(HCFC-231)	134190-48-0
1,1,1,2,3-ペンタクロロ-2-フルオロプロパン(HCFC-231bb)	421-94-3
テトラクロロジフルオロプロパン(HCFC-232)	134237-39-1

(別表5-A17の続き) 物質名*13	CAS No.
1,1,1,3-テトラクロロ-3,3-ジフルオロプロパン(HCFC-232fc)	460-89-9
トリクロロトリフルオロプロパン(HCFC-233)	134237-40-4
1,1,1-トリクロロ-3,3,3-トリフルオロプロパン(HCFC-233fb)	7125-83-9
ジクロロテトラフルオロプロパン(HCFC-234)	127564-83-4
1,2-ジクロロ-1,2,3,3-テトラフルオロプロパン(HCFC-234db)	425-94-5
クロロペンタフルオロプロパン(HCFC-235)	134237-41-5
1-クロロ-1,1,3,3,3-ペンタフルオロプロパン(HCFC-235fa)	460-92-4
テトラクロロフルオロプロパン(HCFC-241)	134190-49-1
1,1,2,3-テトラクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-241db)	666-27-3
トリクロロジフルオロプロパン(HCFC-242)	134237-42-6
1,3,3-トリクロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-242fa)	460-63-9
ジクロロトリフルオロプロパン(HCFC-243)	134237-43-7
1,1-ジクロロ-1,2,2-トリフルオロプロパン(HCFC-243cc)	7125-99-7
2,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン(HCFC-243db)	338-75-0
3,3-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン(HCFC-243fa)	460-69-5
クロロテトラフルオロプロパン(HCFC-244)	134190-50-4
3-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン(HCFC-244ca)	679-85-6
1-クロロ-1,1,2,2-テトラフルオロプロパン(HCFC-244cc)	421-75-0
トリクロロフルオロプロパン(HCFC-251)	134190-51-5
1,1,3-トリクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-251fb)	818-99-5
1,1,2-トリクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-251dc)	421-41-0
ジクロロジフルオロプロパン(HCFC-252)	134190-52-6
1,3-ジクロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-252fb)	819-00-1
クロロトリフルオロプロパン(HCFC-253)	134237-44-8
3-クロロ-1,1,1-トリフルオロプロパン(HCFC-253fb)	460-35-5
ジクロロフルオロプロパン(HCFC-261)	134237-45-9
1,1-ジクロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-261fc)	7799-56-6
1,2-ジクロロ-2-フルオロプロパン(HCFC-261ba)	420-97-3
クロロジフルオロプロパン(HCFC-262)	134190-53-7
1-クロロ-2,2-ジフルオロプロパン(HCFC-262ca)	420-99-5
2-クロロ-1,3-ジフルオロプロパン(HCFC-262da)	102738-79-4
1-クロロ-1,1-ジフルオロプロパン(HCFC-262fc)	421-02-3
クロロフルオロプロパン(HCFC-271)	134190-54-8
2-クロロ-2-フルオロプロパン(HCFC-271ba)	420-44-0
1-クロロ-1-フルオロプロパン(HCFC-271fb)	430-55-7

**別表5-A18 放射性物質**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
意図的使用禁止	・原子炉等規制法、放射線障害防止法
物質名	CAS No.
ウラン-238	7440-61-1
ラドン	10043-92-2
アメリシウム-241	14596-10-2
トリウム-232	7440-29-1
セシウム-137	10045-97-3
ストロンチウム-90	10098-97-2
その他の放射性物質	-

**別表5-A19 ジメチルフマレート(DMF)**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
納入品の総質量における含有率 0.1ppm 超の含有禁止	・EU REACH 規則附属書 XVII(制限物質)
物質名	CAS No.
ジメチルフマレート (DMF)	624-49-7

**別表5-A20 特定ベンゾトリアゾール**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
意図的使用禁止	・化審法(第一種特定化学物質)
物質名	CAS No.
2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	3846-71-7

**別表5-A21 化審法第一種特定化学物質(別表5の他の表で記載している物質/物質群は除かれています)\*14**

規制内容 (内容・用途)	主な法令	
意図的使用禁止	・化審法(第一種特定化学物質)	
物質名	CAS No.	化審法官報公示整理番号 MITI No.
ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	3-76
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)	309-00-2	4-303
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名デイルドリン)	60-57-1	4-299
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)	72-20-8	4-299
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)	50-29-3	4-910
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クオルデン又はヘプタクロル)	57-74-9、76-44-8、5103-71-9、5103-74-2、5566-34-7、6058-23-7、12789-03-6、56534-03-3、56641-38-4	4-637、9-1646

(別表5-A21の続き) 物質名	CAS No.	化審法官報公示整理 番号 MITI No.
N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	620-91-7、15017-02-4、 27417-40-9、 28726-30-9、 70290-05-0	3-146、3-365、4-332
2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール	732-26-3	3-540
ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンビスクロ [2. 2. 1]ヘプタン(別名トキサフェン)	8001-35-2	—
ドデカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン(別名マイルックス)	2385-85-5	—
2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル) エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	4-226
ヘキサクロロブター-1, 3-ジエン	87-68-3	2-121
ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド (別名PFOSF)	307-35-7	2-2803
ペンタクロロベンゼン	608-93-5	3-76
r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロ シクロヘキサン(別名 $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-84-6	3-2250、9-1652
r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロ シクロヘキサン(別名 $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	319-85-7	
r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロ シクロヘキサン(別名 $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン 又はリンデン)	58-89-9	
デカクロロペンタシクロ[5. 3. 0. 0(2, 6). 0(3, 9). 0(4, 8)]デカン-5-オン(別名クロルデコン)	143-50-0	—

**別表5-A22 労働安全衛生法(労安法 政令第十六条第一項で定められた物質)\*15**

規制内容 (内容・用途)		主な法令
意図的使用禁止		・労働安全衛生法 (製造等が禁止される有害物等)
政令No.	物質名	
第1号	黄りんマツチ	
第2号	ベンジジン及びその塩	
第3号	四-アミノジフェニル及びその塩	
第5号	四-ニトロジフェニル及びその塩	
第6号	ビス(クロロメチル)エーテル	
第7号	ベーターナフチルアミン及びその塩	
第8号	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の五パーセントを超えるもの	
第9号	第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物	

**別表5-B01 塩素系揮発性有機化合物(土壤汚染対策法・特定有害物質に限る)**

規制内容 (内容・用途)	主な法令
意図的使用禁止かつ1重量%超の含有禁止	・土壤汚染対策法(特定有害物質に指定される塩素系 VOC)
物質名	CAS No.
ジクロロメタン	75-09-2
四塩化炭素	56-23-5
1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
cis-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2、540-59-0(cis、trans 混合)
トリクロロエチレン	79-01-6
テトラクロロエチレン	127-18-4
1,2-ジクロロエタン	107-06-2
1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6
1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5
1,3-ジクロロプロペン	542-75-6

\*9: 包装を構成する各均質材料(例えば、樹脂、インキ、塗料)毎で、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの重金属含有合計量が 100ppm 未満

\*10: 濃度については、金属スズ換算重量

\*11: 非意図的であっても含有が既知である場合、法的しきい値があれば、その値を超える含有は禁止。  
[例: トランス油 (<0.5ppm。PCB 特措法による)、有機顔料 (<BAT レベル(注)(経産省にて検討中)、その他の物品 (<50ppm。POP's 条約による)]

一方、含有が既知でしきい値が無い場合は含有禁止。

(注) "best available technology" の略で、「技術的に最善の手段」の意味。「BAT レベル」という言い方で使った場合、意味合い的には現時点の最高技術で得られる最低の濃度という意味で、有害不純物の暫定的な濃度しきい値として使われている。

\*12: 欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により上記の 22 の芳香族アミンの 1 つが生成される特定アゾ染料・顔料に適用されます。

\*13: これらの物質はここに列挙されていない異性体を含む可能性があります。CAS No. の付いた異性体は入手可能となったときに加えられています。(オゾン層破壊物質)

\*14: 化審法第一種特定化学物質の一覧は下記 WEB サイトから入手可能です。

● <http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/IntrmSrchSpecifyList.jp.faces>  
(上記 WEB サイトの「個別リスト一覧表示」から選択)

\*15: 石綿(政令では第4号)はランクAに指定しているため、本表には示されていません。ご注意ください。

別表6. 用語の定義

用語	定義
禁止物質	化審法・第一種特定化学物質、労働安全衛生法・製造禁止物質、欧州 RoHS・制限物質、欧州 REACH・制限物質に指定された化学物質で、当社グループへの納入品および当社製品に含有される可能性が高いと判断された化学物質を指し、当社グループへの納入品については、原則として非含有の保証をして頂く必要がある化学物質。
管理物質	本基準別表2. に記載される化学物質を指し、当社納入品については、原則として含有有無および含有量、部位、用途などの含有情報を開示頂く必要がある化学物質。
製造工程での使用全廃物質	本基準別表3. に記載のオゾン層破壊法、モントリオール議定書に規定される廃止対象物質を指し、当社グループへの納入品の製造工程では使用を廃止して頂く必要がある化学物質。
意図的使用(添加)	製品または部品等に特定の特性、外観、性質、属性または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品の形成時に意識的に使用(添加)すること。
非意図的含有	添加させることを意図していない「不純物、反応副生成物、分解物、ポリマー中の残留モノマー」など意図的使用ではなく含有される状態。
不純物	天然素材中に含有され、もしくは反応過程で非意図的に生じた物質で、精製過程で除去しきれない物質。
乾燥状態	製品を通常使用する状態と同等程度まで、溶媒(有機溶剤、水など)が揮発した状態。